

第426回埼玉県内水面漁場管理委員会

議 事 録

開催場所	埼玉県水産研究所	担当書記	南 俊伍
会議日数	自 令和7年6月4日(水) 至 令和7年6月4日(水)		
出席者数	委員定数13名中出席者12名		
出席委員	佐野 元彦	大久保 かおり	千野 力
	池沢 譲	白石 健一	吉田 俊彦
	鈴木 享子	牧 千瑞	飯野 哲也
欠席委員	大久保 香里		
県出席者	農林部副部長	長谷川 征慶	生産振興課長 吉田 義彦
	副 課 長	西川 美穂	主 任 来間 明子
	主 任	南 俊伍	技 師 富澤 輝樹
	水産研究所長	小川 和泰	水産研究所副所長 舟田 一与
	担当部長	山口 光太郎	水産技術担当 岡部 貴文
事務局	生産振興課長	吉田 義彦	副 課 長 西川 美穂
署名委員	会 長..... 委 員..... 委 員.....		

会議に付した議案並びに審議結果

審 議

議案番号	件 名	結 果
1	令和7年度目標増殖量について	承認

協 議

議案番号	件 名	結 果
1	埼玉西部漁業協同組合の遊漁規則の変更について	—
2	埼玉県水産業振興計画の策定について	—

報 告

報告番号	件 名	結 果
1	令和7年度水産関係の施策について	—

発 言 者	発 言 内 容
司 会	第 426 回埼玉県内水面漁場管理委員会を開催いたします。 本日は、13 名中 12 名の出席となっております。総数 13 名の過半数を満たすことから、委員会事務規程第 6 条の規定により、本委員会は成立致します。開会に当たりまして、佐野会長様から御挨拶をお願いします。
会 長	第 426 回内水面漁場管理委員会の開催にあたり一言ごあいさつ申し上げます。委員の皆様方におかれましては、公私ともに御多忙中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。公務御多忙の中、農林部の長谷川副部長にも御出席をいただき、厚くお礼申し上げます。 秩父市内の荒川では、4 月 26 日に日本一早いアユ釣りの解禁が行われ、多くの釣り人が集まったようです。今月は多くの川でアユ釣りが解禁され、本格的なアユ釣りシーズンが始まります。釣り人だけではなく、多くの方が川を訪れ、水辺を楽しんでいただきたいと思います。 本日の委員会では、審議事項 1 件、協議事 2 件、報告事項 1 件を予定しています。委員の皆様には慎重かつ活発な審議をお願いいたします。最後になりますが、御参会の皆様方の御健勝を心から祈念申し上げ、私からのあいさつとさせていただきます。
司 会	どうもありがとうございました。続きまして、農林部副部長の長谷川より御挨拶を申し上げます。
副 部 長	農林部副部長の長谷川でございます。第 426 回埼玉県内水面漁場管理委員会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。 佐野会長を始め、委員の皆様方におかれましては、常日頃から本県水産行政の推進に御協力を賜りまして、心より感謝を申し上げます。本県は東京に隣接し、都市の活力に加え、水と緑に恵まれた豊かな自然環境を併せ持つ地域でございます。この豊かな水辺で楽しむ釣りなどの遊漁は身近なレジャーとして、また、豊かな川の資源を管理している漁業協同組合の活性化のためにも、重要な役割を果たしていると考えています。 本日の委員会では、審議事項として、令和 7 年度目標増殖量についてご審議をいただきます。また、協議事項として、西部漁業協同組合の遊漁規則の変更と本県の水産業振興方針を示す埼玉県水産業振興計画の策定について御協議をいただきますので、忌憚のない御意見をお願いいたします。 さて、県では 5 月 25 日に秩父ミュージズパークで第 75 回全国植樹祭を

	開催しました。埼玉県での開催は昭和 34 年以来 66 年ぶりです。サテライト会場を含めると、全国から 9 千人以上が参加しました。天皇陛下による、ケヤキやスギなどの苗木のお手植えがおこなわれ「森林を大切にし、木の循環利用を進めながら健全な森林を育み、未来へと引き継いでいくことは私たちの使命である」とお言葉をいただきました。また、埼玉県漁業協同組合連合会の御協力により、秩父イワナを含めた埼玉県内の河川に生息する魚の生体展示が行われました。多くの来場者が立ち寄って盛況だったと伺っています。豊かな森を守り育てることは、豊かな川を育み、河川漁業の振興に深くつながるものであり、これからも大切にしていきたいと考えています。 最後になりますが、皆様方の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。
司 会	ありがとうございました。では早速ですが議事に入らせていただきます。慣例に従いまして、佐野会長に議長をお願いします。よろしくお願いいたします。
議 長	それではこれより会議を開始します。本日傍聴人は一人です。委員会事務規定第 6 条第 3 項に委員会の会議は公開とすると定めておりますので、委員の皆様には御了承をお願いいたします。 初めに議事録の署名人を指名させていただきます。委員会事務規程第 11 条で会長が指名することになっております。千野委員と石川委員にお願いします。書記については事務局にお願いします。 本日は次第にございますとおり、審議事項 1 件、協議事項 2 件、報告事項 1 件あります。慎重かつ円滑に議事が進行しますよう努めて参りますのでどうぞよろしくお願いいたします。なお発言された内容は議事録に記録され、県ホームページで公開されますのでご了承願います。 次第に基づきまして進めさせていただきます。 それでは審議事項第 1 号議案の「令和 7 年度目標増殖量について」、まず事務局から御説明をお願いします。
事 務 局	第 1 号議案について御説明いたします。 内水面は、海に比べて資源が限られ増殖をしなければ資源が枯渇する恐れがあるため、漁業法第 168 条で「当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動物の増殖をする場合でなければ、免許してはならない」、つまり、漁業権の免許を受けた者は必ず増殖しなければならないという増

	殖義務が課せられています。このため、漁業権魚種の増殖が円滑に行われるように、増殖方法・増殖規模を示した増殖指針を作成しています。 令和7年度の目標増殖量（案）ですが、その前に、増殖指針について、説明させていただきます。 現行の免許切替にあたり策定した増殖指針では、「内水面漁場管理委員会は、別表の増殖量及び漁場環境の変化並びに漁業の情勢を加味し、毎年度、目標増殖量を示すものとする」こととなっているため、今回、令和7年度目標増殖量の設定を御審議いただくものです。 増殖指針で示した年間の増殖量でございます。埼玉県内を9つの区域分けをし、共第1号から9号まで、それぞれの魚種ごとに放流量を示しています。なお、KHVの関係で放流できないコイは産卵床を造成して増殖します。 各漁場は複数の漁業権者が共有しています。たとえば、共第1号は埼玉中央漁協と秩父漁協との共有漁場であり、アユ、マス類などの魚種を対象として、免許されています。県内の9漁協のほか、都県境である共第7号・8号では東京都の、共第9号では群馬県の漁協も漁業権者となっています。 先ほどの共第1号は荒川上流から鴻巣市大芦橋までその下流から川口市の笹目橋までが共第2号、入間川、越辺川、都幾川が3号、小山川、福川が4号、中川、元荒川、大落古利根川が5号、渡良瀬川が6号、東京都と接する成木川などが7号、東京都と接する荒川下流部が8号、群馬県と接する神流川、利根川が9号となっており、共有漁場として、それぞれの漁協が管轄しています。 令和7年度の目標増殖量（案）の策定に当たっては、先ほどの増殖指針による増殖量と、漁業権者である各漁業協同組合が漁獲量等を勘案して作成した令和7年度の放流計画を基に作成しています。複数の漁業権者が漁場を管理しているため、増殖を分担して目標増殖量に達するようにしています。すべての漁業権漁場において、増殖指針に示す増殖量以上の計画となっています。なお、令和6年度の増殖実績をまとめました。概ね目標値を達成していますが、魚種によっては目標増殖量に達していない漁場があります。要因としまして、ウグイでは産卵床造成を成魚放流に振り向けたこと、ウナギについては、近年の資源量減少に伴い、放流用種苗の入手が難しいこと、コイとフナは令和6年1月の漁業権更新で新たに免許された漁場において、産卵期である春季までに産卵床の設置適地を見つけることができなかったことワカサギについては、種苗購入先である諏訪湖や網
--	--

	走湖の不漁により目標に達しなかったものであります。厳しい状況が続いておりますが、漁協に対しましては、目標増殖量が達成できるよう、水産研究所や県漁連と連携して、増殖方法の指導や、種苗購入先の調整などを行ってまいります。 以上で、目標増殖量についての説明を終わります。よろしく御審議お願いいたします。
議 長	ありがとうございました。それでは委員の皆様から、御意見、御質問等ありましたらお願いします。 昨年、目標がショートしてしまったという部分ですけれども、何かこれについて逆に今年、取り組みを強化することはありますか。
事 務 局	まずウナギについては、資源量の関係がございますので、こちらで何かアクションをしていくことはなかなか難しいかと思いますが、コイ、フナについては今年度産卵床をしっかりと確保していきたい、漁協と漁連と連携をとりながら行っていきたいと思います。 水産研究所でビニールを加工して産卵床を作成しており、作製講習を漁協の方々に御参加いただいて、配布したりしていることをあわせて御紹介させていただきます。
議 長	その他に何かありますでしょうか。
委 員	令和6年度の目標増殖量がわかりませんが、それと比べまして7年度については、大体同じか多いか少ないかこの辺はどうですか。
事 務 局	令和6年度の目標増殖量は、上段が実績、下段が目標になっております。それほど多く激増激減したというところはないですが、それぞれ漁場の状況に合わせて、少し変えています。
議 長	基本的には増殖指針の量よりも多い量を各漁協はやってらっしゃるということで、毎年状況に応じて凸凹はあるものの、目標よりは強化してやってらっしゃるということではないかと思います。
事 務 局	おっしゃる通りです。
議 長	他に御意見がないようでしたら、第1号議案を御承認いただいたということで、宜しいでしょうか。 本案件を決定することといたしますので、事務局で手続きを進めてい

	ただきますようよろしくお願いいたします。 続きまして、協議事項第 1 号の議案でございます「埼玉西部漁業協同組合の遊漁規則の変更について」、事務局から説明をよろしくお願いいたします。
事務局	協議事項（1）埼玉西部漁業協同組合の遊漁規則の変更について、事前協議の御説明を申し上げます。 第五種共同漁業権漁場において、組合員以外の者の行う採捕に対して制限を定める遊漁規則は、漁業法第 170 条で変更する場合の手続きが定められておりますが、当県では漁協の総会議案内容に問題が生じないよう、内水面漁場管理委員会で事前協議を行っております。このたび、埼玉西部漁協から知事あてに、埼玉西部漁業協同組合共第 3 号第五種共同漁業権遊漁規則について、変更事前協議書が提出されました。この申請を受けて、本日事前協議をさせていただきます。この後は、協議の回答を踏まえ、漁協の総会にかけて議決を得ましたら、本申請を行い、改めて本委員会に県より諮問をさせていただく流れとなります。 それでは協議事項の内容に移ります。 埼玉西部漁協から埼玉県知事に提出された遊漁規則変更事前協議書です。 変更箇所は遊漁規則第 3 条第 3 項の部分です。次に変更内容ですが、文言では少しわかりづらいので、新旧対照表で御説明します。 第 3 条の抜粋です。第 3 項について、旧規則では、遊漁期間の表記は、「11 月 1 日から翌年 7 月 31 日までは、釣り以外の漁具・漁法を使用して遊漁をしてはならない」となっておりますが、これを「ア 漁具・漁法」と「イ 期間」の表形式とし、このうちの投網について、従来の 8 月 1 日から 10 月 31 日までであったものから、遊漁期間を前後約半月増やした「7 月 15 日から 11 月 15 日まで」に改めるというものです。そのほかの漁具・漁法、さ手網・四つ手網・やす突および釣りについては、表記は変わりますが期間の変更はございません。 「3 変更理由」です。近年の温暖化の影響による春季の水温上昇の早期化と、秋季の水温下降の遅延により、アユの生育期間が延びる一方で秋の産卵期は遅れており、「生育の早まったアユの早期利用と、漁期終了後も川に残るアユの有効活用のため、投網の期間を延ばして欲しい」との要望が遊漁者や漁業者から組合に多く寄せられています。これらの要望に応え、魚類資源の有効活用と漁業振興を図るため、投網の遊漁期間の変更を申請したいとのことです。御協議のほど、お願いいたします。

議 長	どうもありがとうございました。事前協議ということですが、委員の皆様から御意見御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。表記が変わって、投網についてだけ期間が延びている形になっています。 意見も質問もないようでしたら、進めさせていただきます。 本申請として、今後は諮問になると思いますが、事前協議は可として進めていただきたいと思います。事務局の方でよろしくお願いいたします。 続きまして協議事項第2号議案の「埼玉県水産業振興計画の策定について」、事務局から御説明をよろしくお願いいたします。
事 務 局	協議事項（2）埼玉県水産業振興計画の策定について御説明申し上げます。 埼玉県水産業振興計画は、平成26年度制定の「内水面漁業の振興に関する法律」に基づいた本県水産業の総合的な振興計画として、平成28年3月に策定したのですが、10年後の令和8年3月までを計画期間としていることから、計画を見直し、新たに次期計画を策定しようとするものです。委員の皆様には、前回の委員会で内水面漁業に係る日頃のお考えや見直しの視点について、御意見をいただきました。また、2月に開催された河川漁協組合長会議でも漁業者の意見をいただきました。これらの御意見を踏まえて、現行の振興計画を見直しましたものが、資料2-2の「埼玉県水産業振興計画（案）」となります。現行の振興計画は、以前お配りしておりますことから、今回の（案）では、見直し・修正した部分を赤字とし、現行計画から変わらないところは黒字としました。また、（案）に対する皆様の意見を漏れなくお伺いしたいことから、委員会終了後に書面にて改めて意見照会をさせていただく予定としております。本日だけでなく、時間をおいてゆっくり御検討いただき、もれなく御意見を伺えればありがたいと思っております。 それでは表紙をおめくり下さい。時間も限られることから、本日は、現在の計画から大きく変更したところを中心に説明をさせていただきます。 はじめに、「策定の趣旨」です。前回の委員会で御助言いただきました「最初から特定外来生物の話から始まるのではなく、過去を支えてきた人の活動等を入れたほうが良い」との御意見を受けまして追加させていただいたものです。その他、県の振興に関する変え方等は基本変わっておりません。 「河川漁業」についての内容です。漁獲量につきましては、直近10年間の統計数字を追加しています。 「河川環境の変化」としては、国土交通省の「多自然川づくり基本方針」

が改訂され、環境部や県土整備部など、県の他部局でも川での活動が増えましたので、その部分を追加しております。

「漁業加害生物の拡大」と「新たな病気の侵入」では、外来魚では外来生物法の記述と委員会指示を、カワウでは生息数の推移を、KHVでは発生数の近況を追加いたしました。

「漁協活動」については、直近 10 年のデータを追加するとともに、組合運営の現状を追加しています。高齢化および組合員数の減少による組合活動の労力が不足するなか、遊漁者の減少からくる遊漁料収入等の減少で、組合経営は悪化していますが、漁場活用の見直しを進めるなど、漁協も努力をしています。その努力を追加させていただきました。「課題」および「目標」については、現行計画と変わりはありません。

続きまして「河川漁業における施策の展開～魚影豊かな川をつくるため～」の施策の展開です。ここでは関係団体や関係機関との情報共有、技術支援を重視しています。特に、堰による魚類生息域の分断に対応するためには、魚道の設置だけではなく、きちんとした維持管理が必要です。河川管理者や河川構築物管理者等へ助言や啓発活動を追加いたしました。また内水面水産資源の回復に関する施策としては、水産動植物の保護培養のための禁止区域の普及や近年種苗の入手が困難になりつつあるワカサギの増殖技術の開発などを加えています。

カワウ対策は「埼玉県カワウ対策計画」および環境省・水産庁が示す「令和 6 年度からのカワウ被害対策の考え方」が、令和 6 年度に改訂され、それに則して対策を進めます。

前回委員会で、「若い人が川や魚に親しむ機会が増えていくと担い手育成に繋がるのではないか」との御意見と、「川離れが進んでいる。まずは川に親しむ機会を作ってほしい。」との御意見、「川は危ないから学校でも近づかないよう指導している。子供は潜在的に生き物が好き。何とかならないか。」との御意見をいただきました。皆様の御意見を受け、漁協が行う増殖事業等の活動へ、小中学校の体験学習の参加を促すことで、学校の認識の改革と次世代の担い手の育成をはぐくむ施策を追加させていただきました。遊漁者の確保といたしましては、女性や子供でも始めやすいワカサギの漁場を増やすため、漁協による新規漁場の開拓を支援するとともに、電子遊漁券の導入推進など、遊漁者の利便性を上げることで潜在的遊漁料金未納者を減らすような施策を進めていく所存です。併せて漁協には、収益性を上げるような漁場管理の効率化や電子遊漁券の導入等について指導・助言を行い、組合運営の適正化を促進します。

	次に「養殖業」となります。「現状」「生産高」「経営体数」には、直近10年の統計データを加えて修正しています。現行計画を引き継いでいるため、方針の変更はありません。ただ、近年のメダカブームを受けて養殖メダカの取扱金額が増えていることから、メダカの記述を追加しております。 「3 養殖業の施策の展開」です。近年、全国で陸上循環施設を利用した養殖業者が増えており、令和5年4月から始まった「内水面漁業の振興に関する法律」に基づく届出は、令和7年1月1日時点で全国で740養殖場、本県でも7養殖場が届出を行っています。今後も伸びていく可能性のある分野ですので、施策に追加いたしました。また、前回委員会で委員からも御賛同いただきました新規項目「魚の需要喚起、販売対策」も追加記載しております。 埼玉県水産業振興計画（案）の御説明は以上となります。 冒頭でもお話ししましたが、委員会終了後に、改めて書面にて意見照会をさせていただく予定でございます。前回の委員会でお配りした現行の振興計画も御覧いただきながら、ゆっくり御検討いただき、もれなく御意見をいただければありがたいと存じます。よろしくお願いします。
議長	どうもありがとうございます。前回2月の委員会で議論していただいて、特に施策というところが重要になってくると思いますが、10年間の県の施策を見据えた上で前回の御意見を入れていただいて、落とし込む内容はできるだけ広く読めるような形になっていると思います。 これから10年間県の施策を考えうえて、これから盛り込んでおく項目とかがあれば御意見をいただくということになるかと思えます。 現状の部分は現状認識なので、間違っていたり加える項目があれば入れていただくことになりますが、特に大きいところは、施策関係の書きぶりだと思います。 前回御意見いただいたところをかなり入れてくださっているとのことですが、さらに御意見御質問等あれば、次は11月に審議にかかる可能性があるということで時間はございますし、意見照会の中でいろいろ御意見、御質問を寄せていただければいいのかなということもございます。 この場で何か聞いておきたいと思うところがあれば、御意見、御質問を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
委員	内水面漁業の健全な発展に関する施策について、これはもう懸案になっていて、次世代の担い手にとって問題であって、各漁協さんも本気で取り

	組んでおられる内容だと思います。その中で、漁協が実施する増殖事業等へ小中学校の体験学習の参加を促すことで次世代の担い手の育成に努める、増殖を行う担い手への加入を積極的に進める、特に小中学校の体験学習の参加は、本当にすばらしい考えだと私も思っています。 実際に私が住んでいる入間市の入間川、入間漁協ですが、そちらの管轄にある小・中学校へ実際にやりませんかと足を運んだことがございます。なかなか小・中学校はハードルが高いのですよね。実際に今私が一緒にやっている人達は、もう少し学年が下の子育て支援 NPO 法人、保育園で、フットワークが軽く、6 月 25 日のオイカワの人工産卵床作りに近隣の子育て支援、NPO の親子が参加して、一緒に人工産卵床を作ります。そのような活動がやりやすいのは、小中学校だけではないと実感しているので、せっかくこれを入れるのであれば、枠をもうちょっと広げた方が現実味があるのかなと考えます。子供もちろん大事ですけど、その親御さんが一緒にやってくれるので、未就学の子供であっても親子で参加して、漁協がやっている増殖事業のうち、コイやフナ的人工産卵床、オイカワの人工産卵床などは比較的安全にできるので、どんどん参加してもらうような方向性は、埼玉全体で取り組んでもいい事業なのかなと感じております。いかがでしょうか。
事務局	貴重な御意見ありがとうございます。ぜひご意見も踏まえて、内容は修正させていただければと思います。
議長	ありがとうございます。他に何かございませんか。
委員	カワウのところですが、だんだんカワウの数が減っているのは少し驚きました。それを踏まえて、カワウ対策ということで、いくつか追加され、被害を与えるカワウの個体数を令和 10 年度までに半減させると記載されているのですが、具体的に何年度の個体数から半減させるのか記載がなかったので質問させていただきました。
委員	今ですと結構少なく生息が確認されているのかなと、841 羽とかと書いているので、その半分だとかなり少なくなると思います。その辺は、認識とずれがあるのかなと思うので、現実的な値で出した方がいいのかなと思いました。
委員	武蔵漁協では、秋から翌春まで、冬季釣り場としてニジマスを放流して、釣り場として活動しているのですが、朝一でカワウがくるんですね。人の

	気配がないときに多い時で 30 羽ぐらいです。実際どのぐらい数がいるかというのは正確な数はなかなか把握できないと思いますけど、うちの釣り場で 30 羽という、かなり漁業被害がありますね。
議長	結構食べますからね。漁業被害的にはかなり大きいですし、なかなかやっぱ、生まれる個体数を減らしていかないといけないかなと思います。でも、かつてよりは少なくなっているんですよ。何か出典が出てきますか。
事務局	先ほどのカワウの数値については、水産庁と環境省がもともと平成 26 年に作成したものになっていますけれども、当時は平成 25 年度の 4 万羽、これを 2 万羽にすることで平成 26 年に作られました。ただその後の状況で結局 4 万羽から減るところが 4 万 2000 羽に増えているので、その目標を再度 5 年間延長するということで、令和 10 年までに全国で 2 万羽にすることを目標としています。
議長	少し昔よりは漁業被害的にも、減ったような気はしますし、減っているイメージはありますが、減っていないのですね。
事務局	全国では基準年よりはむしろ少し増えている状態になっています。巡回している中流域では被害が増えているのかなという印象です。
水産研究所	埼玉県内では実はカワウは減っています。基準の時は 2000 羽ぐらいだと思います。それから大体 1000 羽ぐらいになっているので、ほぼ半分になっています。カワウが減り始めるとともに、荒川中流域で私どもが定期的に漁獲調査を行っていますが、その漁獲調査で取れる魚の数も増えてきています。埼玉県につきましては、比較的カワウ対策が上手くいっている方だと思っています。
議長	この部分は実際には数を記載されるか、御検討いただければと思います。全国とおそらく違うということであれば、現実的なある程度の目標があった方が解決するのかなと思います。他にいかがでしょうか。
委員	水産資源の回復に関する施策ですけども、組合が実施するアユのくみ上げ放流を推進するところですが、平成 7 年度にやったところ、組合員で動ける人間は土日しか動けなくて、道具は個人の所有がほとんどで、その個人のやる気力がなくなると、資材、道具類を使う理由も手段もなく、

	いままでのように南部漁協が主体となってアユのくみ上げを行うことは不可能になっております。 今年のアユの遡上状況は多くて、水資源機構の管理する魚道のところによりかなり上ってきていますので、荒川に関してはそこで上がってくるものではなく、新河岸川では堰のない方から上ってきて、隅田川、新河岸川の方から目黒川、柳瀬川、黒目川とかの辺りまで登ってくるアユが天然で再生産するということになっていくかと思います。そのことを踏まえた水産業の振興計画を考えて盛り込んでいただきたいと思います。 そうしますと、先ほど西部漁業協同組合で遊漁規則の変更で、変更理由に、西部漁協の上の水域で河川横断物とか魚道、堰が結構あって、天然アユというより放流アユの有効活用ということで投網の実施期間を従前よりも幅広くしていただきたいという提案でしたが、一般的に天然資源のアユの増殖を考えますと、投網の期間は秋を11月までのばすのではなくて、天然アユに関してのアユの産卵床を守るという点では10月になっていくと思います。西部は西部で、これは放流で。 どうしてこういうことを言うかといいますと、書いてある通り、近年の温暖化でアユは産卵期が遅れていまして、それは水温低下が遅れているため。一方、海の方も水温が高いです。春季の水温が高まりが早いということで、アユの稚魚が海で育つのが短期間になっています。天然の河川のアユの遡上というのは、早生まれで一番先に上ってくるアユが丈夫に育って、川にのぼる本能が強いアユで、資源に一番良く釣りの資源としても有用な魚群なんで、それを守るということを考えると、やはり、秋の水温が低下した一番最初の産卵期で生まれたアユをいかに育てていくかというのが重要になっていくので、西部漁協組合は放流アユのことについて投網のスタートも終わりも伸びていくという状況ですけど、ほかの地域に関しては、振興計画の方ではアユの投網というのは、産卵期の親アユを守るという方向で保護していただきたいと思います。以上です。
事務局	今の御意見も踏まえまして、文言の修正なり書き方を考えさせていただければと思います。 今のお話は、西部漁協の話は放流アユだから別として、その他の話として、南部漁協のくみ上げ放流が今難しくなっているので、それを前提としなくても回るような資源増殖の計画を考えた方がいい、ということですね。そのことは、今年の春の南部漁協からお伺いしている状況をふまえて、県でも議論が出ているところです。ありがとうございます。

議 長	くみ上げ放流というよりは、どちらかと言ったら魚道整備ですか。
委 員	魚道整備はそうですね。あそこは水資源機構が管理しているので、他のところだったらごみがたまっているのですが、あそこは比較的きれいですね。
議 長	天然資源が重要になってくるということですね
委 員	秋の産卵床の方をなんとかできたら嬉しい。遊漁の振興もあるのですが。
議 長	天然資源を守らないといけないということですね。
事 務 局	補足ですが、アユのくみ上げ放流について、前回は単に「アユのくみ上げ放流」とのみ書かれていて、県全体として、遡上アユを活用したいという中で、アユが止められてしまうのはどこかということと秋ヶ瀬の下の部分と、江戸川の上ってくるアユ。県として扱うということで県漁連さんに委託をし、採るのは地元の漁協さんでないと川の状況がわからないので、秋ヶ瀬の堰下が南部漁協、江戸川の方は東部漁協にお願いして、それを県内の漁協に配るという形をとっていました。 委員がおっしゃる通り、今南部漁協の方でアユが採りにくいということで、例えば中央漁協で、以前、明戸のサイホン下にアユがたまってしまうので、組合員がそれを取って、組合の中の漁場に放すという、組合の中のくみ上げ放流をやっていました。南部漁協さんでも秋ヶ瀬堰下で若干とれたものを黒目川に放流というのも聞いていまして、あくまで県全体ではなくて組合の中で、遡上できないものを組合で採捕して組合の漁場に放すという方向であれば、それほど沢山は採れなくとも、少しでも採れれば近くのアユ漁場に放流できるということで、今回「組合が行うアユのくみ上げ放流」という文言に変えさせていただきました。わかりづらくて大変申し訳ないのですが、そのような理由で「組合が行う」という文言を加えております。今までとは、少し視点を変えた形で進めていければという意向はあります。
委 員	埼玉南部以外の武蔵とか中央とかでもできるということですね。
議 長	ちなみに、この組合がという言い方だと、推進するというのはどういうことかと思うのですが、支援するという意味になりますか。文字はまたもんでいただければと思います。

事 務 局	そうですね、少し考えます。
議 長	ではほかにいかがでしょうか。この場で言わなかったからダメということはないですけど。
委 員	組合活動の部分でお話があったところですけど、私も体験学習の参加については、とてもありがたい、素晴らしい取組だと思っています。先ほど御意見があったように、親子の参加ですとか、もう少し上下の幅があってもいいのかなというのは同じように思っています。 あと1点気になっているのは、漁協さんの運営がかなり厳しいというところを日頃聞いて気にしていまして、何かこういった体験学習、他どなたかが参加して一緒に取り組んでいく活動を漁協さんがしてくださったり、あるいは何かしようとしたときにサポートしていただけるような仕組みがあるのか、現状はないのでしょうか。それは何か難しいことなのかかわからないですけど、何か県の仕組みみたいなところをお聞きしたいです。
事 務 局	現状とすると、例えば、財政的な支援だとかそういうところは現状では無いですが、いきなり振って申し訳ないですけど、飯能観光協会の方で、そういう魚、川と子供たちをつなぐ取り組み、観光ツアーみたいなものをやっているのかなと思うのですが。
委 員	観光協会としてそういったつなぐツアーというのはエコツアーがあります。小さい子供にしろ、都内の3、4年生くらいが来られて、嵐山の後に、川の生き物観察、住んでる魚の説明とか、そういった基礎的な話をする遠足はしております。漁協さんの支援とかそういった話を聞きますけど、観光協会として、そういったツアーを積極的に取り組んでいるということはそんなにはないですね。
事 務 局	エコツアーは飯能市が実施主体というか、企画をして、各NPO法人や地域の団体さんが、自分たちのところの地域の強みだとか資源を活用して、そういった小中学校だけでなく、一般の人も含めて募集をして、実施しているという感じですかね。
委 員	あと、名栗カヌー工房さんが実施者団体に戻ってこられて、ツアーを開催しています。あとは、リバーウォッチングというのは行っています。
委 員	仕組みの話があったのですが、私は日本釣振興会という団体で来ていて、さっきお話したことに絡んでちょっと発言させていただきたいと思

	います。その親子さんが参加してオイカワの産卵床を実際にやる際、オイカワの産卵床をやるという事業主体は入間漁協です。ただその仕組みとしての予算はどこから出てるのかということだと思いますが、実はラブブルーという事業、日釣工、日本釣用品工業組合っていうところがラブブルー事業を立ち上げていて、そのような方向性で認められたものですね。組合に今もうお金がないのは、皆さん大変だと認識されているので、そういうところを釣用品工業組合さんの方で資金的には、ある程度支援しています。そういう仕組みもあって、実はフナのこととか、ワカサギのことなんかも実はそのラブブルーで絡んで、こちらの水産研究所にもお願いしていることがたくさんございます。その1つの仕組みとしては、制度としてそれを日本釣振興会、我々埼玉県支部なんですが、オイカワの産卵床やりましょうというのは、受託事業として運営しています。入間漁協には負担かけないようにしています。お金の流れの仕組みとしては、この日本釣用品後援組合のラブブルー事業というものを、うまく活用してやるのは1つの方法なのかなと思ったので発言させていただきました。
委員	環境学習のところですか、組合の増殖事業と小中学校の体験学習みたいなものを私もコラボをやって見ようと令和7年度ちょっと動いてみたんですけども、既に7年度の目標で、組合はドジョウとナマズ種苗を買って放流せざるをえなく、出荷の都合があるので、なかなか学校の都合、体験学習をやろうという団体の方との日程が合わないんです。ですが、常日頃から南部漁協では体験学習みたいのはやっています。伊佐沼とか、ビン沼とか、それから、戸田の方では伝統漁法だということで、彩湖の自然学習センターでやるようなものは、水生生物を網で採ったりするので、普通の人はできないので、組合員にやってもらう、もしくは調査だと、特別採捕許可でやるという感じで、生き物をとるということで漁協が関わっているということになります。ですが、組合員で関わる人は特定の人になってしまうので、できる限り、戸田とか川越とかいろんな支部に分かれて活動を行うようにしてもらいますが、動いている人は80代の体が動く人なんです。だからもう10年後は続かないですね。もう今後継者を見つけないと、60とか50とか、でも50代、40代の人って働いている人なので土日しか動けないですね。こういったイベントも土日なので、そうすると、せっかく組合員になって網使って何か漁をやろうっていうのも土日なので、結局活動によって、組合としての漁とか、組合員となって自分が主体的に何かやろうといった事ができなくなるんですね。イベント対応になっていくと。そういう問題があります。どうしようかっていうのが今の目下の悩み

	です。人材が不足しているのと、発掘しなければならないのですが、それがなかなかできないです。魚をとる方法を一般の人に見せるということについては、どんな団体とやっても同じだと思います。以上です。
委 員	今ですね、体験学習という話が出ましたが、武蔵漁協ではここしばらく、ヤマメの稚魚放流を地元の小学生を交えてやったんですね。子供達ってやっぱり好きなんですね、そういうことがね。バケツリレーをしたりとか、この魚がなんていう魚だとか、そういったことで興味を持ってもらって、これは続けたいなあとは思ってたんですけども、非常に残念な話なんですけど、財政難でヤマメの稚魚がなかなか買えないのが現状です。その辺をちょっと何とかしたいな、今後何とかしたいなというところですね、武蔵漁協としては。
議 長	例えば、NHK なんかで、何とか小学校がどここの川にみんなで放流しましたとかやると、皆さんそういう企画もあるんだと思うのですが、やっぱりその幼稚園、小学校、中学校の学期が始まるような時が魚の放流時期で、そういうことも影響あるかもしれません。やっぱり難しいですね。コラボというものは。ハードルが高いですね。でもやっぱり自分でやるというのが一番いい機会だと思いますよね。
委 員	自然とか魚とかに関心をもってもらおうというのは第一歩ですね。
議 長	釣りなり何かで戻ってきていただくと良いですね。まずは川にということで。
委 員	やっぱり地元の自然とか、魚を知るっていうところから始めて欲しいですね。
議 長	細かい話をどんどん言ってもしょうがないですけど、県の方もなかなか財政難だと思いますが、団体に、県からこういうのがありますよとかって出してますか。漁協に対して、こういうお金がありますとか。
事 務 局	各漁協さんにそういう情報を県の方からこのこういうお金がありますというのは、積極的には出してはいないですね。今皆さんの御意見をお伺いして、後継者の話ですが資金面の話とかを伺いましたので、県でできる範囲になると思いますけれども、振興計画に書くかどうかはまた別として、今後の水産行政を進める上ではちょっと心に留めて対応させていただければと思います。

議 長	ここに書いてあれば、県の方も、文字があれば県の施策としては動きやすいですね。
委 員	年齢構成のはなしですが、ちょっと動画でも取ってきて、各漁協さんがこんな事をやっていると言いながら、お金や人材不足の話を LINE を使っ てするとか、そういう部分で支援はダメなのかな、と思います。出前講座 をやったという人達は、興味がある子供達、学校だったり大人たちだつた りするので、活用するのがいいのではないかと。 このまま意見を言わせていただいていいですか。本当にこの最初の部分 のところに赤字で入れていただいて、良かったと思います。主旨のところ ですね。 あと1点ですけれども、近年の増殖事業っていうこと。さっきの審議事 項になったのは増殖の量で、普通は金額でも徐々に増えているのはそれは すごく望ましいところです。ただ最近の物価高をみるとそうばかりは言 ってられないし、経営のいろいろ御苦労があると思いますので、これか らはひと工夫が要るかなという感じがしました。昔は減っているのはいか がなものかなという意味だったのかもしれませんが、今回は増えてること イコール増殖が増えているという話もあるかもしれないし、放流費用かな んかが要因になっているようなところもあるかなと。
事 務 局	量は変わらないけれど、金額だけ増えているという話もあるかなとい うところですね。
委 員	そう。業界のお話を聞いていると、予断を許さないような状況にある話を 聞くので、計画にも、大事な業界を繋ぎ、これからも続けていくためにこ ういった問題があるということは、是非しっかり経営とか経理も書き込ん だ方がいいのかなと思いました。
議 長	放流は基本的にはあまり変わっていないといった方が良い気がします。 ここのところほとんど変わっていないといったイメージかもしれません。
事 務 局	ちょっとそこら辺も踏まえてですね、記載の方は検討します。
議 長	漁協が苦しいと言いながら収入が多いのかみたいな話になるかもしれ ません。多分、かなり苦しいというところが現状だと思うので。 他にいかがでしょうか。2月に言ってくださった御意見は、文字の落し し方はありますけども、かなり幅広く拾っていただけているのかなと思い

	ますけど。
委 員	電子遊漁券の導入推進や漁協ホームページの構築支援、遊漁券取扱販売所の増設とあるのですが、観光協会では、飯能、特に飯能河原でも事業をやっているのですが、そちらで多く見られるのが、遊漁券を買うこと自体を知らない方が多いです。勝手に釣って勝手に焼いて食べてという人が多く見られます。その時にお話しすると分かるのですが、じゃあ遊漁券取扱販売所はどこですか、今からちょっと買いに行きたいと思いますとか、そういう話になってしまいます。 入間漁協さんで釣りチケを導入されて、御案内できるようになり、観光協会でも遊漁券を買うことの周知をしています。最近外国の方も増えているので、そういった釣りチケを導入する支援とかあれば、支援を頂きたいと思います。
事 務 局	ありがとうございます。国の事業も場合により使えるものがありますので、その活用なども提案しながら進められればと考えています。
議 長	他には宜しいでしょうか。新しい取組も書いていただいているのでいいのかなと思います。 それでは、この協議事項は意見照会するという方向で進めていただくということにさせていただきたいと思います。11月の委員会で決めていくような感じになるのかなと思います。意見照会がありました折には、新しいアイデアを是非入れていただければと思いますので、よろしくお願いします。 では、報告事項の令和7年度一般関係の施策について、事務局からお願いします。
事 務 局	報告事項（1）令和7年度の水産施策の概要について御説明申し上げます。 水産業振興総合対策事業は継続事業です。このうち水産業振興対策事業は水産行政の基礎的な事務を行うものです。持続的養殖推進対策事業は、持続的養殖生産確保法に基づく事務費で、水産研究所が行う魚病対策を行うものです。漁場管理委員会運営事業は、本委員会の運営を行うものです。 水産業活性化対策事業は継続事業です。このうち漁場活性化対策事業は、遊漁者の動向実態調査と漁業協同組合の体制整備強化を図るものです。バス駆除等技術スキルアップ推進事業は、生態系に影響を及ぼしているバスの捕獲に関する技術実演と講習会の開催及び、魚類資源の増殖のた

	めに、オイカワやコイ等の産卵床を造成する講習会を開催するものです。 魚影豊かな川づくり推進支援事業も継続事業です。この事業は、県内の河川を魚影豊かな川にして釣り人が多く訪れる環境を作り、河川等を利用する漁協の経営を安定化させ、漁協が行う放流量の増加を図り、また釣り人の増加を図る、良いサイクルを作るための事業です。おさかな増殖事業は、NPO 等が行う放流への助成や、釣り人に人気のあるワカサギを増やす取組を行うものです。外来魚・カワウ駆除対策事業は、駆除や繁殖抑制業務の委託費と再放流禁止の啓発を行うものです。 陸上養殖によるワカサギ生産技術開発事業は昨年度から始まりました継続事業です。この事業については、実際に事業を実施している水産研究所から、後ほど御説明いたします。 以上で本年度の生産振興課予算の説明を終わります。
水産研究所	水産研究所長、小川でございます。 陸上養殖につきまして、御説明をさせていただきます。 予算額につきましては、25,600,000 円でございます。現状と課題でございますが、近年、県内でチョウザメ、ウナギなど、陸上養殖を行う業者が増えておりまして、話題を呼んで注目を集めている技術です。しかしながら、設備や飼育管理に課題が多く、県に水質管理等の技術助言を求める声があります。他方、ワカサギの放流用の卵が、県外の卵供給元の不漁により確保できない状況が続いており、問題となっております。ワカサギ釣りにつきましては非常に人気が高く、県内各地に釣り場の名所があり、漁業協同組合でもワカサギの卵を放流して、資源を増殖し維持しているような状況でございます。県には内水面漁業振興の責務があることから、課題解決の方向性がございますとおり、水温や水質を調整できる陸上養殖施設でワカサギ親魚を育成し効率的に産卵するまでの技術を開発することで、放流用の卵を確保することを目指すものとしております。 事業の内容については、親魚の育成技術の開発、採卵技術の開発の2つの柱で構成されております。まず親魚の育成技術の開発でございますが、当水産研究所に陸上養殖の施設を整備し、ワカサギの育成に最適な水温、溶存酸素量、pH、アンモニア態窒素濃度など、飼育環境の条件の検討を行うとともに、水質維持のための飼育量やろ過水量、ろ過材の選定を行ってワカサギ親魚が生産できるよう、技術開発を行うものでございます。また、採卵技術の開発では、育成したワカサギ親魚から効率的に採卵をする技術を開発するものでございます。具体的には陸上養殖で育成したワカサギ親魚に人工的に日長や水温、水質の変化等刺激を与えて、産卵を促す方

	法を検討するものでございます。 次に事業のスキームでございます。1年目の昨年でございますが、令和6年に陸上養殖の施設を整備いたしまして、本年2年目3年目を技術開発、4年目5年目に卵の生産規模の拡大と安定生産を目指した実証試験を行い、5年の事業を終えた後に、県漁業協同組合連合会さんや漁業協同組合さんを通じて、普及していくことを考えているところでございます。 最後に本事業の効果でございますが、陸上養殖による生産技術の開発を行うことで、陸上養殖に関わる技術や知見が県で蓄積され、陸上養殖業の安定生産に向けた技術的な助言や支援が可能となることで、県内の陸上養殖の安定生産に寄与するとともに、釣り場に放流するワカサギ卵が確保されることで、ワカサギ資源を増加させ、釣り人を呼び込み、水産業の振興と、地域経済の活性化を図って参りたいと考えております。 私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。
議 長	どうもありがとうございました。説明のありました令和7年度の施策から技術開発について、御意見御質問あればよろしくお願いいたします。 私から聞いてもよろしいでしょうか、ワカサギの技術普及というのは、漁連さんが最終的には生産するというのでしょうか。
水産研究所	今後の事業の行く末を見ながら、ワカサギの卵の確保状況なども加味して、県漁連、漁協さんとも相談しつつ、方向性を探っていければと考えております。
議 長	どうもありがとうございました。御質問がなければ、この報告事項は終了とさせていただきますよろしいでしょうか。ありがとうございました。 これで本日用意された議題はすべて終了させていただくことができました。議長の任を解かせていただいて、事務局の方にお渡しさせていただきます。ご協力どうもありがとうございました。
司 会	会長どうもありがとうございました。また、委員の皆様も慎重な審議、貴重な御意見を多々いただき、どうもありがとうございました。 以上をもちまして、第426回の内水面漁場管理委員会の会議を終了させていただきます。次回第427回は、11月頃に予定しておりまして、また近くなりましたらご案内させていただきます。 本日は長時間にわたりありがとうございました。